

池尻家御用留 凶年時藩の通達

年	西暦	月日	表題	内容	差出・宛名
天保6年	1835	8月	覚	今年は日照不足。 毛損の申し出があったら、辻見分すること。村方は立毛取引の際、百姓に同情してはいけない。辻の節は入札で決めること。小立見の申し出があったら、御法の通りにすること。諸事、御原白な取引きをすること。	神谷源五郎・今村修礼・柳多四郎兵衛・朝日丹波・三谷権太夫
天保6年	1835	8月11日		5年前の卯(天保2)年から出雲郡新川普請が郡村割になった。5年前の卯年以降の償米銭高の調査依頼。	井上善右衛門
天保6年	1835	9月17日		去冬の公儀への上納金は納めたが、 今年是不作 で資金繰りが厳しい。百姓も難渋している。郡村割を減らすこと。	井上善右衛門
天保6年	1835	9月17日		蝗の害で田畑是不作。 質素儉約。養米を容易に渡してはいけない。飢食にし、穀物を食べること。	井上善右衛門
天保6年	1835	10月5日		諸国不作。木実や海草も採って食べる。麦の増産奨励。12月中に、代用食の数量を書き出すこと。米雑穀の他国出入り禁止。	井上善右衛門
天保7年	1836	正月10日		去年は不作。 昨年秋から、両御蔵入正米を例年より多く運送させている。月支蔵入割賦は家中渡し切手使用可。割賦していない残米は取り散らかさない。	井上善右衛門
天保7年	1836	正月11日		去年は不作で、 鯨肥料の値段を下げ、肥料代の支払いも猶予した。鯨肥料の使用奨励。	井上善右衛門
天保7年	1836	正月11日	覚	毎年の宗門改めには念を入れる。耕作に励み、上納は遅れないように。用水掛り・悪水貫き・田畑囲いの普請の高役夫は郡に均等に割りふる。百姓の屋宅・衣類等は御法を守り、分を過ぎないこと。病人以外は駕籠に乗らない。	神谷源五郎・今村修礼・柳多四郎兵衛・朝日丹波・三谷権太夫
天保7年	1836	正月11日	覚	百姓は耕作に励むこと。郡役人は平日見回りをし、村役人は作人が油断しないようにする。早稲増産の奨励。御登米・御蔵入米は上米を作るよう心掛け、年内の締め切りを守る。強訴・徒党・逃散の禁止。博打・喧嘩・出入・訴訟等の禁止。婚儀等の儉約の奨励。木綿合羽は許可者のみ着用。高役普請は郡役人が担当する。百姓の借金に注意。他国への出稼ぎ禁止。	御用所
天保7年	1836	2月4日	覚	宗門改めの証文と寺手形を6月29日までに差し出すこと。妻子と召使の寺手形は、主人が取っておくこと。番頭と組付は支配者が改めること。奉公人の寺手形は取っておくこと。他領出身の召使の寺手形は吟味すること。御領内の者でも他国へ出たら、他国者扱い。屋敷を借りている日用の者が他国者かどうか調べる。毎年、家内全員の寺手形を取る。	神谷源五郎・今村修礼・柳多四郎兵衛・朝日丹波・三谷権太夫
天保7年	1836	3月14日		去年は不熟。 養米払底。肝煎・庄屋は安来へ集まり、母里・広瀬の他国への御払米を入札し、落札して、郡村へ割賦すること。	日野万次
天保7年	1836	6月10日		昨年夏は洪水で、 植直しの苗を高く売り渡す者がいた。今年も洪水、苗を高値で売り渡す者は罰する。	井上善右衛門

年	西暦	月日	表題	内容	差出・宛名
天保7年	1836	6月12日		6月14日に、丹波・要人・林右衛門が大原郡・秋鹿郡他へ水損水留見分に出郷する。洪水のため、諸事省略。下伊野村で昼休憩するが、菓子は不要。	渡部理平太・木村市助・須田孫六・山本喜惣
天保7年	1836	6月10日		6月15・16日頃、植付見分のため、原田作助と早見波八郎が島根郡・秋鹿郡へ出郷予定。村の絵図が古くなったので、道筋など変わった所を訂正しておくこと。	原田作助
天保7年	1836	6月13日		丹波・小田要人・藤田林右衛門が熊谷・神原他へ水留見分に6月14日に出郷予定だったが、満水のため延期。	井上善右衛門
天保7年	1836	6月12日		水難で風相も悪い。蝗の駆除の用意をしておくこと。	米村台七
天保7年	1836	6月16日		6月18日に、丹波・小田要人・藤田林右衛門が下熊谷・神原他の水留見分に出郷するので、諸手配依頼。	高木権平
天保7年	1836	6月16日	覚	満水で出郷延期になった丹波殿・小田要人・藤田林右衛門の水留見分の人馬等手配の覚。	石川丈左衛門・青木甚左衛門・井上善右衛門
天保7年	1836	5月吉日		五穀成就国家豊穰の祈祷通知。蝗除の祈祷。	三村梶助太夫
天保7年	1836	6月23日		6月中に、月支蔵入不足を運送するよう催促。	和田猪惣・長野権三郎・林茂七・前島和
天保7年	1836	7月5日		10月に、月支蔵へ未納の粃を運ぶこと。	高木権平
天保7年	1836	7月20日	覚	酒屋と糶屋の室唐臼を、去年と同じく封印。7月26日以降、新古米と雑穀の他国出入り禁止強化。7月26日以降、早米と今摺米の持ち運び禁止。両御蔵入米が芻米になり、村へ持ち帰ったら、去年の通りに殿り合い。	高木権平
天保7年	1836	7月20日		去年は不熟。養米払底に付、小百姓が生活に困って騒ぎを起こすかもしれない。往来者改は常々順村すること。	高木権平
天保7年	1836	7月23日		去年は不作、今年も天候が悪く、作柄がどうなるか分からない。養米を困り置きしている。米が余っている者は、相応の代金で売渡し許可。	高木権平
天保7年	1836	8月15日		天候不順と、洪水で一作引がある。不当の仕出し禁止。	高木権平
天保7年	1836	8月18日	覚	琉球樫実・漆実・油木実・水油は他国出し禁止。蠟実絞り禁止。蠟実買上げの際は現金払い。吟味の役人と隠横目に見張らせる。樫実持主は仲買人に売らず、直接売買すること。樫実の収穫は遅速ないようにする。樫実はよく干すこと。	田中五郎八・武熊善右衛門・高木権平
天保7年	1836	8月	覚	今年も天候不順。毛損の箇所は、辻見分すること。立毛取引の際、百姓に同情してはいけない。辻の節は入札で決めること。小立見の申し出があつたら、御法の通りにすること。諸事、潔白な取引きをすること。	神谷源五郎・大野舎人・今村修礼・柳多四郎兵衛・朝日丹波
天保7年	1836	8月25日		9月10日頃までに、今摺米436俵を月支蔵に入れること。	和田猪惣・長野権三郎・林茂七・前島和助

年	西暦	月日	表題	内容	差出・宛名
天保7年	1836	8月25日		申納兩御蔵入割賦500俵を、急いで入れること。	和田猪惣・長野権三郎・林茂七・前島和助
天保7年	1836	8月23日		養米払底。今年は天候不順で、新穀ができそうにない。飢食にし、穀物を食い延ばすこと。	高木権平
天保7年	1836	9月5日		他国は米値高騰。松江町家で米を買い取り、他国へ持ち出している。松江へ米雑穀を買いに出るには、証拠書付が必要。米雑穀購入者へ庄屋宛の送り書付を渡すこと。飢食にし、米雑穀は買わないようにすること。	高木権平
天保7年	1836	9月5日		他国は米値高騰。米雑穀の他国出し禁止。米雑穀2斗以上の持運びは、庄屋切手が必要。	高木権平
天保7年	1836	9月13日		去年・今年も綿不作。綿作りの奨励。	高木権平
天保7年	1836	9月16日		田畑不熟。畑御了簡は、水入畑を除き、畑高1歩5厘。一作引きとする。	佐野慶蔵・米村台七
天保7年	1836	9月18日		貧民救済は、村町浦役人では力不足なので、下郡・与頭も協力してほしい。	高木権平
天保7年	1836	9月24日		郷方より松江町家に米雑穀を買いに行く者は、村役人の証拠書付が必要。	高木権平
天保7年	1836	9月晦日		公儀から上納金の命令があり、沢山の繰出しがある。郷中へ課役等の命令もする。今年は、去年よりも不作だが、上納は遅れないように。	高木権平
天保7年	1836	9月晦日		今年は田畑不熟で、他国は米穀が高値。他国へ米の販売禁止。摺立米は善悪によらず、拵え次第収納させること。養米が足りなければ、収納地利米の悪米を使うこと。	高木権平
天保7年	1836	10月28日		今年は洪水等のため、米雑穀払底し、諸国も穀物ができない。米穀を他国へ売りたい者は願ひ出ること。利益に迷い、勝手に米穀を他国出ししないこと。	高木権平
天保7年	1836	10月26日		近年不熟続き、今年は類外の凶作。申納畑方銀上納は通貨無しで受け込むと、来屋与一右衛門から申し出あり。	高木権平
天保7年	1836	10月11日		諸国一同、凶作で、米穀高値。50余年以来の凶作に付、大坂から借用の銭2万貫文を十郡貧民に配る通知。	高木権平
天保7年	1836	11月15日		畑方銀納は、なるべく手際よく上納すること。	和田猪惣・長野権三郎・林茂七・前島和助
天保7年	1836	11月20日		7月に、公儀からの造酒減石を通達している。今年は、田畑類外の不熟。天明の御定の2歩の造酒にすること。運上銀も2歩。	高木権平
天保7年	1836	11月20日		今年は、田畑類外の不熟で米払底。造酒は御払米のみですること。桶の寸法改めは、実際の仕込み石数とする。	高木権平
天保7年	1836	11月18日		今年は格別の不熟。靴屋の密造酒禁止。	高木権平
天保7年	1836	11月20日		今年は、類外の不熟。濁酒造り禁止。酒屋をしている村町役人は、不正をしないこと。	高木権平

年	西暦	月日	表題	内容	差出・宛名
天保7年	1836	11月20日		今年は、田畑格別の不熟。天明3(1783)年には造酒を止めたが、他国酒の購入で、金銀銭が他国へ出て、金銀銭が払底した。御払米で減石して造酒すること。	高木権平
天保7年	1836	11月24日		今年 は田畑不熟に付、養米不足。郡の他国雑穀の購入を許可する。	宮次理平次
天保7年	1836	11月26日		凶作に付、月英院様・駒次郎様が御賄料を倭約し、6,000貫文を十郡へ割賦するので、貧民へ配ること。	高木権平
天保7年	1836	11月29日		今年 は不熟に付、養米払底。酢造の御定はなかったが、酢造には米を使うので、酢造量は減らすこと。酢造をする者は、酢造量を届け出ること。	高木権平
天保7年	1836	11月29日		米価高騰 。焼炭代は例年並みに渡すこと。	高木権平
天保7年	1836	12月7日		今年 は類外の不熟。味噌糶米も減らすこと。糶米高を書き出すこと。	高木権平
天保7年	1836	12月23日	覚	今年 は類外の凶作で、 米価高騰 。百姓は肥料代米が払えない。	高木権平
天保7年	1836	12月15日		他国米雑穀の買入れ許可。米雑穀を積んだ他国船との売買交易も許可。	高木権平
天保7年	1836	12月24日		御惠銭は、組親より直に渡し、銭高・名前を書き、押印させること。	高木権平
天保7年	1836	12月25日		酒屋と室座は1ヶ年休止。運上銀は免除。	高木権平
天保7年	1836	12月28日		酒造停止に付、酒屋払米550俵を養米として渡す通知。	高木権平
天保8年	1837	2月12日	覚	御家中渡しの大豆は、1俵が6貫400文。	和田猪惣・長野権三郎・林茂七・前島和助・勝田為三郎
天保8年	1837	2月16日		米が少ないので、他国の米雑穀を買い入れて、今年の秋までもたせること。	高木権平
天保8年	1837	2月16日		小身の者が難渋している。村浦町役人は、極貧者の生活指導をし、米・銭等の援助をすること。	高木権平
天保8年	1837	2月18日		去年 は稀な凶作。 米雑穀を積んだ他国船と取引の際、諸税金免除。	高木権平
天保8年	1837	2月21日		秋鹿郡の極貧者へ、引き続き、飢扶持と増飢扶持を支給する通知。米69俵1斗2升を男353人・女1142人の合計1495人に支給。	高木権平
天保8年	1837	3月24日		秋鹿郡極難者と鉢屋への飢扶持。米73俵3斗5合を男388人と女1,191人に支給。	高木権平
天保8年	1837	4月1日	秋鹿郡	去年の秋は比類なき凶作。 秋鹿郡より願出のあった作食米は、困麦を混ぜて支給し、残りは後日支給する。	高木権平
天保8年	1837	4月18日		出雲・楯縫・神門郡の貧民に髭人参を下賜したところ、元気になった。出雲・楯縫・神門郡以外の7郡へも髭人参下賜。肝煎・庄屋の内1人取りに来ること。	高木権平

年	西暦	月日	表題	内容	差出・宛名
天保8年	1837	4月19日		去年は類外の凶作。飯石郡以外の9郡に極難者が多い。飢扶持が十分に支給できないので、郡村役人・肝煎などが極難者の状況を把握し、世話をすること。	高木権平
天保8年	1837	5月5日		不熟に付、養米と飢扶持を多量に支給したので、今年秋までの養米が不足。 郷方吟味役による有米の調査の通知。	高木権平
天保8年	1837	5月20日		油屋が木の実を買い占めていて、御城下では木の実不足し、値段も上がっている。木の実売買の利益の見積りを提出すること。	高畑藤太夫
天保8年	1837	5月19日		飯石郡が苗不足に付、余った苗を売り渡すこと。	佐野慶蔵・米村台七
天保8年	1837	6月4日		麦が不作。 なるべく米よりも麦を多く上納すること。	木村市助
天保8年	1837	6月13日	覚	去年は比類なき凶作。貧民へ錢15,000貫文下賜。	御用所
天保8年	1837	6月13日	覚	去年は凶作。 貧民救済に対するお褒めの言葉。	御用所
天保8年	1837	6月13日	覚	貧民救済をした者へ称美があった。貧民を飢渴させないようにすること。	高畑藤大夫
天保8年	1837	7月3日		去秋は比類なき凶作。 申納月支蔵入不足は錢で上納するか立用入りにするか報告すること。	高畑藤大夫
天保8年	1837	7月8日	覚	昨年は比類なき凶作。錢15,000貫文下賜。	高畑藤大夫
天保8年	1837	7月6日	郡々作食米返上口割合左の通	状況が良くなったので、秋鹿郡に渡した作食米の残りを返上すること。	高畑藤大夫
天保8年	1837	7月10日	覚	状況が良くなったので、秋鹿郡に渡した作食米の残りを返上すること。元米と元麦の返上は酉納で取り立てをする。代銀は8月に上納すること。	和田猪惣・長野権三郎
天保8年	1837	7月21日		去年は比類なき凶作だった。今年は米ができたので、上納の取り立てを厳しくすること。	高畑藤大夫
天保8年	1837	7月21日		去年は凶作だったので、他国米雑穀の購入を許可した。今年は麦の出来が良いので、以前と同じく、他国米雑穀の購入禁止。	高畑藤大夫
天保8年	1837	9月	覚	今年は天候が良く豊作。 毛損の箇所は、辻見分すること。立毛取引の際、百姓に同情してはいけない。辻の節は入札で決めること。小立見の申し出があつたら、御法の通りにすること。諸事、潔白な取引きをすること。	仙石城之助・神谷源五郎・大野舎人・今村修礼・朝日丹波
天保8年	1837	9月3日		今年の夏は天気が良く、稲の出来が良い。 去年の凶作で、難渋に同情し、不当の仕出しをした役人は処罰する。	佐藤郡次・原田作助
天保8年	1837	11月6日		去年は凶作だったので、米雑穀の他国出入を許可したが、今年は豊作なので、例年通り禁止。 早米の殿り合いは例年通り。	高畑藤大夫

池尻家御用留 凶年時藩の通達

年	西暦	月日	表題	内容	差出・宛名
天保8年	1837	11月17日	覚	去年は稀な凶作。御救鳥目2万貫文を極貧者へ下賜。米と銭を下賜。	御用所
天保8年	1837	11月17日		去年は稀な凶作。御救鳥目2万貫文を極貧者へ下賜。米と銭を下賜。	高畑藤大夫
天保8年	1837	12月4日		去年は凶作。今年は豊作、米を売りたい者は御米捌へ申し出て、時価で売ること。	高畑藤大夫
天保8年	1837	12月11日		去年の凶年に引き続き今年も難儀なので、罪人を赦免。	高畑藤大夫
天保9年	1838	3月22日		去去申年凶年に貧民共数多難儀に付、御沙汰に及び、別紙草案認め、閏四月中旬までに差出の事。	高畑藤太夫